明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

［号を削る。］

八　［略］

九　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百二十六条第一項及び第百四十条の十五第一項

［略］

2　［略］

別表第二（第四条関係）

国立大学	附属学校
［略］	［略］
東京大学	教育学部附属中等教育学校
東京科学大学	附属科学技術高等学校
［略］	［略］
東京芸術大学	音楽学部附属音楽高等学校
［略］	［略］
奈良教育大学	附属小学校、附属中学校、附属幼保連携型認定こども園
［略］	［略］
広島大学	附属幼稚園、附属小学校、附属東雲小学校、附属三原小学校、附属中学校、附属東雲中学校、附属三原中学校、附属福山中学校、附属高等学校、附属福山高等学校
［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第二条　文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十五条第一項中「第三十四条の二」を「第三十三条の三」に改める。

（国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「国立大学法人法第三十五条」を「国立大学法人法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十八号）第一条の規定による改正前の国立大学法人法第三十五条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中国立大学法人法施行規則第一条の二の改正規定、第一条の六及び第十四条の四を加える改正規定並びに第十五条の二第二項第一号ホ、第十六条の四第二項第一号並びに別表第二東京大学の項、東京芸術大学の項及び東京工業大学の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の国立大学法人法施行規則第十四条の四の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後終了する事業年度から適用する。

九　母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）第十二条

十　［同上］

十一　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百二十六条第一項

2　［同上］

別表第二（第四条関係）

国立大学	附属学校
［同上］	［同上］
東京大学	教育学部附属中等教育学校
［同上］	［同上］
東京芸術大学	音楽学部附属音楽高等学校
東京工業大学	附属科学技術高等学校
［同上］	［同上］
奈良教育大学	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校
［同上］	［同上］
広島大学	附属幼稚園、附属三原幼稚園、附属小学校、附属東雲小学校、附属三原小学校、附属中学校、附属東雲中学校、附属三原中学校、附属福山中学校、附属高等学校、附属福山高等学校
［同上］	［同上］